

令和5年第19回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年12月1日（日）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 704会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、草薙係長、柳田書記
- 6 会議の案件
 - (1) 議案第95号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者を定めること
 - (2) 議案第96号 選挙人名簿から抹消すること
 - (3) 議案第97号 選挙人名簿に登録する者を定めること
 - (4) 議案第98号 在外選挙人名簿から抹消すること
 - (5) 議案第99号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること

7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時23分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第95号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第95号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者を定めること】

事務局 今回登録の移転をする者の数については、男1人である。

また、登録の移転をする者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 議案第96号及び議案第97号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第96号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、79人である。その内訳は男42人、女37人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、198人である。その内訳は男117人、女81人である。

第3号該当者は、在外選挙人名簿への登録の移転者で、1人である。その内訳は男1人である。

第4号該当者は、登録の際に登録をされるべきでなかった者で、1人である。その内訳は男1人である。

【議案第97号 選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回、登録する者は、平成17年12月2日以前に出生した者で、海老名市に引き続き3か月以上住所を有する者のうち、新たに名簿に登録される方が対象である。

登録する者の数であるが、男241人、女202人である。決定後登録者数の合計は、男57,974人、女57,734人、合計115,708人となる。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員 長 次に、議案第98号及び議案第99号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第98号 在外選挙人名簿から抹消すること】

事務局 今回抹消する者の数については、男3人、女1人である。

また、抹消する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

【議案第99号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回登録する者の数については、女1人である。

また、登録する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男54人、女77人、合計131人であった。

今回の男1人の登録移転、男3人、女1人の抹消及び女1人の登録により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男52人、女77人、合計129人となる。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から定時登録における報告を願う。

【定時登録における報告】

事務局 それでは報告する。

報告1 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

これは、条例の制定又は改廃の請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,315人となる。

報告2 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

これは、議会の解散請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,570人となる。

報告3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

これは、市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求等する際に必要な人数を定めるものであり、選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,285人となる。

【協議事項】

- ・応募制投票立会人の登録簿への登載の可否について

事務局 1名の新有権者から応募があったため、応募制投票立会人の登録簿への登載の可否について審査されたい。応募者の氏名等については、別紙に記載のとおりである。

委員長 登録簿への登載の可否について、可として異議ないか。

(異議なし)

→ 応募制投票立会人の登録簿に登載することとした。

- ・海老名市開票所秩序方針の決定について

事務局 制定手続等について、神奈川県選挙管理委員会に確認したところ、神奈

川県選挙管理委員会での手続は不要とのことであった。内容については、以前に協議済みであるが、改めて確認いただきたい。

委員長 内容等についていかがか。

(異議なし)

→ 海老名市開票所秩序維持方針を事務局案のとおり、11月10日に協議・決定したことを確認した。

【報告事項】

・市議会議員選挙及び市長選挙の結果概要報告について

→ 年代別投票率や投票区別の資料を作成し、概要について説明した。

・えびな支援学校生徒会選挙への支援について

→ 昨年同様同校生徒会選挙の際に、当事務局から物品の貸出し及び明るい選挙推進協議会から立会人の協力をすることを報告した。海老名市選挙管理委員会からは、永江委員長が終日参加することとなった。